

アーカイブをめぐる国際的動向と 我が国の現状と課題

平成27年2月9日

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会

生貝直人

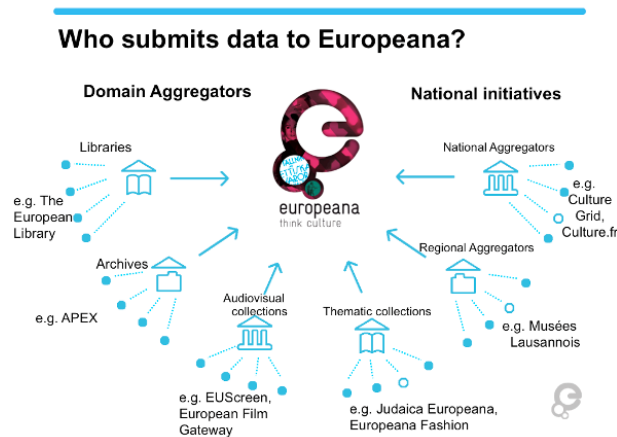
東京大学大学院情報学環 特任講師

デジタルアーカイブに関わる各国の動向

- Europeana
 - 欧州委員会の主導により2008年開設。欧州35ヶ国、3,000以上の図書館・美術館・博物館・文書館等が参加、3,600万以上の文化資源デジタルアーカイブが一括で検索・利用可能なポータル
- Digital Public Library of America (DPLA)
 - 2013年に開設された米国のデジタルアーカイブポータル。1,300以上の文化施設が参加し、700万以上の文化資源にアクセス可能
- オーストラリア国立図書館Trove
 - オーストラリア国内の文化・学術資源メタデータを一括で検索可能
- 我が国においても分野ごとのデジタルアーカイブ構築は積極的に進められており、国立国会図書館サーチでは各種文化資源のメタデータ(約1億件)を一括で検索可能、文化庁文化遺産オンラインからは10万件以上の文化資源データが閲覧可能
 - データ数の拡大、「統合的」ポータルの構築、再利用条件の緩和、そして利活用モデルの創出をいかに進めていくか

Europeanaの各レイヤーの役割

- 各文化施設・アーカイブ
 - 実物保存、デジタル化・公開、メタデータ付与
- アグリゲータ(地域・分野毎、150以上)
 - データ集約、メタデータ整備、デジタル化・公開支援
- 統合プラットフォームとしてのEuropeana
 - 統合的ポータル、データ基準や再利用に関わる共通ルール策定、多言語化対応



[Europeana “Introducing Europeana’s Aggregation Team”](#)より

- Europeana事業計画2014
 - 欧州の文化資源全体のオープン化を進め、Europeanaから一括で利活用可能とすることによる、データ利活用プラットフォームとしての役割に重点

欧州のデジタルアーカイブ 再利用促進に向けた施策

- Europeana登録データの再利用枠組
 - メタデータについては、参加機関とEuropeanaの間で結ばれるデータ交換協定に基づき「CC0」を適用、完全な自由利用を担保
 - 作品データに関しても権利状態や再利用条件の明記を求め、クリエイティブ・コモンズ等の自由利用ライセンス・権利表記マークの適用を推奨、30%以上のデータが出典表記のみで再利用可能
 - 権利記述共通化により、再利用可能な作品データの一括検索が可能
- 欧州委員会「文化財のデジタル化・オンラインアクセシビリティとデジタル保存についての勧告」(2011/711/EC)
 - 「公的資金でデジタル化されたパブリック・ドメインの全ての資料と、パブリック・ドメインにある全ての名作(masterpiece)を、Europeanaを通じてアクセス可能とする」「デジタル化されたパブリック・ドメイン作品のアクセスを向上すると同時に、営利・非営利問わず再利用可能とする」
- 公共セクター情報再利用指令(2003/98/EC、2013/37/EU改正)
 - EU加盟国の公的機関によって提供・公表される情報は、第三者が権利を保有している等の例外を除き、原則として営利・非営利問わず再利用可能とすることを規定
 - 改正前は対象外であった公的な美術館・博物館・図書館・文書館を対象に追加。加盟国は2015年7月までに国内法化義務

「アーカイブ立国宣言」4つの提言

(文化資源戦略会議)

● 提言1: 国立デジタルアーカイブ・センター (NDAC) の設立

- 国内における多数のアーカイブをつなぐデジタルハブの役割を果たす、日本のデジタルアーカイブ全体のセンターかつ窓口として、「(仮称)国立デジタルアーカイブ・センター」を設立する。

→ デジタルアーカイブ連携拠点としての役割の他、各種文化施設等のデジタル化・公開支援。単一拠点に集約する必要はなく、機能分担・地域分担による複数施設の設置も考慮すべき

● 提言2: デジタルアーカイブを支える人材の育成

- 文化芸術分野の知見、作品の収集・保存・修復・公開の技能、そして必要な法律知識を適切に備えたアーキビストの育成を中心に、デジタルアーカイブを支える人的基盤を整備する。

→ 各分野の文化資源に関わる知識に加え、デジタル技術と法制度に通じる人材育成。新たな公的資格、あるいは(主に文化施設勤務経験者を対象とした)専門職学位の創設

● 提言3: 文化資源デジタルアーカイブのオープンデータ化

- 公的な文化施設によって整備される文化資源デジタルアーカイブを、誰もが自由に利活用可能なオープンデータとして公開する。

→ オープンデータ政策の文化施設分野への適用。EU公共セクター情報の再利用指令を参考とした制度的対応の他、インセンティブ的手法も考慮

● 提言4: 抜本的な孤児作品対策

- 著作権・所有権・肖像権などの権利者不明作品(いわゆる「孤児作品」)につき、権利者の適切な保護とのバランスを図りつつ、その適法かつ迅速な利用を可能とする抜本的立法措置を実施する。

→ ① EU孤児作品指令型の文化施設・非営利アーカイブにおける利用要件緩和、② 拡大集中権利管理制度 (ECL) 導入、③ 著作権以外の権利者不明作品の利用に関わる責任の制限